

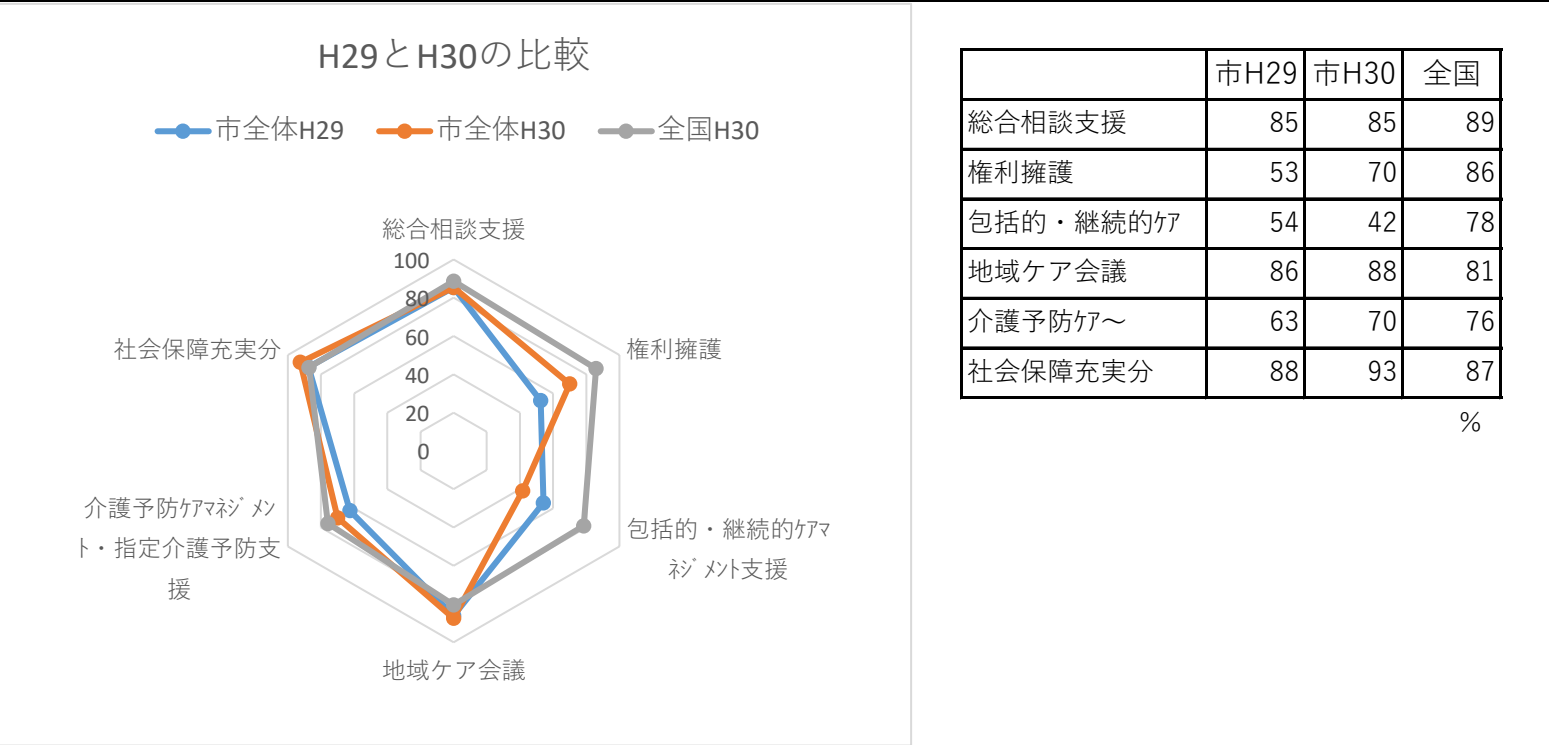
3 地域包括支援センターの評価及び結果について

(令和元年6月実施 各地域包括支援センターによる自己評価)

【資料3】



評価結果	今後の対応
【権利擁護】 ・消費生活被害に関する情報提供が不十分 ・成年後見制度の市長申立に関する判断基準が市にない 【包括的・継続的ケアマネジメント】 ・介護支援専門員との意見交換の機会が少ない。 ・相談内容の整理分類がされていない。 ・居宅介護支援事業所のデータの把握が不十分。 【介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援】 ・自立支援・重度化予防に資するケアマネジメントに関する基本方針が周知されていない。 ・セルフマネジメントの手法が活用されていない。	【権利擁護】 ・消費者被害に関する情報を民生委員や地域のサロンなどで周知し、広く注意喚起を行っていく。 【包括的・継続的ケアマネジメント】 ・介護支援専門員を対象とした研修会や勉強会で意見交換の場を設ける等の検討を行う。 ・相談内容整理についてはR1より対応済み。 ・事業所データの一覧化を検討する。 【介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援】 ・自立支援・重度化予防に資するケアマネジメントに関する基本方針を地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に周知を行う。 ・セルフマネジメントの手法の検討を行う。



	市H29	市H30	全国
総合相談支援	85	85	89
権利擁護	53	70	86
包括的・継続的ケア	54	42	78
地域ケア会議	86	88	81
介護予防ケア～	63	70	76
社会保障充実分	88	93	87

%

【平成29年度からの改善事項（抜粋）】

【権利擁護】

・消費生活被害に関する関係機関との連携を高めた（商工課及び消費生活相談センターと定期的な会議を新設）

【包括的・継続的ケアマネジメント】

・介護支援専門員からの相談内容の整理（相談内容と件数を業務報告に追加）。

用語説明

・総合相談支援…地域の高齢者に対し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等支援を行う。(総合相談、ネットワーク構築等)
・権利擁護…権利侵害を受けている、また受ける可能性が高い高齢者に対し、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。(虐待対応・詐欺被害対応・成年後見制度の紹介等)
・包括的・継続的ケアマネジメント支援…個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるようにするために地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行う。
・地域ケア会議…高齢者等の地域の人々や介護支援専門員等の専門職の声を地域包括ケアの推進に活かし、地域の実態に合致した地域包括ケアを構築するための会議。本市の場合は、地域ケア個別会議、地域ケア地区会議、地域ケア推進会議を地域ケア会議と位置付けている。
・介護予防ケアマネジメント…介護予防・生活支援サービスのみを利用する高齢者に対し、心身の状況に応じて、自らの選択に基づき適正な事業が包括的効率的に実施されるよう必要な支援を行う。
・指定介護予防支援…介護保険における予防給付の対象者となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うができるよう支援する。
・社会保障充実分…在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との事業間の連携を評価するもの。
・セルフマネジメント…自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うこと(介護予防手帳の活用など)